



は じ め に

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお願ひすることは何か
- 加害者の刑事手続はどのように行われるか
- 自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただきます。

少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談下さい

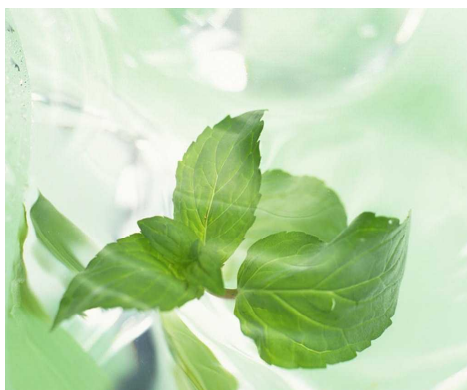
担当者は

警察署 交通課 係

氏 名

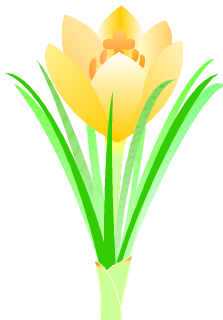
電 話

です。



～ 目 次 ～

- 1 警察からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・・・・・ 1
～ 警察による支援と連絡の制度 ～
- 2 警察以外の機関による支援について教えてください・・・・・・・・ 5
～ 警察以外の支援と連絡の制度 ～
- 3 加害者はどのように処罰されるのですか・・・・・・・・・・・・・・ 6
～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～
- 4 自動車保険などについて教えてください・・・・・・・・・・・・・・ 12
～ 補償と保険の制度 ～
- 5 援助や救済制度はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・ 16
～ 援助や救済の内容 ～
- 6 警察以外の相談窓口はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・ 19
～ 各種相談窓口と県市町の被害者支援窓口 ～



1 警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

被害者支援員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者等は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名、年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

事故の相手方の処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者等の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員等にその旨、お知らせください。



行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と90日以上
の停止処分）がされる前には、公開による「意見聴取」が、処分を受ける加害者
に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありま
すし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行
われることがあります。

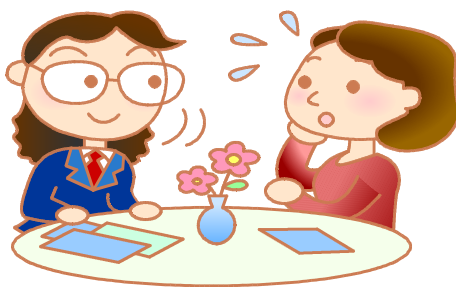
警察では、「意見の聴取」や行政処分の結果について、お問い合わせいただけれ
ば、次の情報提供を行います。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止
の場合にはその日数）をお知らせします。



警察の相談窓口



警察の相談電話

名 称	電話番号	受付時間	内 容
警察安全相談	(076) 225-9110 #9110	24時間	警察業務に関する 相談・要望
ポリスヘルプ ライン POLICE HELP LINE	(076) 225-0555	月～金 9:00～17:00	来日外国人のための被害相 談（英語・北京語・ロシア 語・スペイン語・ポルトガ ル語に対応）

警察の相談窓口

名 称	電 話 番 号
石川県警察本部	(076) 225-0110
高速道路交通警察隊	(076) 269-0110
金沢中警察署	(076) 222-0110
金沢東警察署	(076) 253-0110
金沢西警察署	(076) 266-0110
大聖寺警察署	(0761) 72-0110
小松警察署	(0761) 22-0110
寺井警察署	(0761) 57-0110
白山警察署	(076) 216-0110
津幡警察署	(076) 289-0110
羽咋警察署	(0767) 22-0110
七尾警察署	(0767) 53-0110
輪島警察署	(0768) 22-0110
珠洲警察署	(0768) 82-0110

○ 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、

警察庁犯罪被害者支援室HP <http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>
をご参照ください。

カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

石川県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室

(石川県警察本部代表電話 076-225-0110)



2 警察以外の機関による支援について教えてください

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

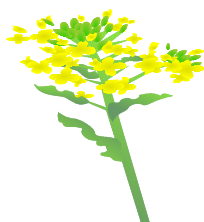
法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。



3 加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。



捜 査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。



供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公判請求」
- 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式請求」等

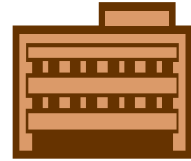
があります（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）。

※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解ください。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

公 判



公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加する被害者・遺族に対し、出廷時の交通費や日当等を国が支給する制度があります。（傍聴席で傍聴される場合を除きます。）

- 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か

月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額)を控除した額が、基準額(200万円)に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士(被害者参加弁護士)の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

○ 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録(少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。)の閲覧、コピーができます。

○ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べるすることができます。

○ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等(加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。)の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

○ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けるこ

とができます。

○ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

※ 詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

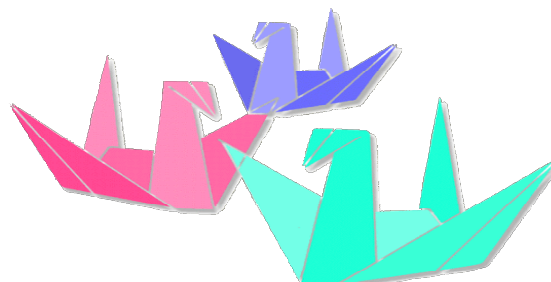
○ 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※ 詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。



※ 別添「刑事手続の流れ図」

4 自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。



自賠責保険(自賠責共済)と任意保険(任意共済)

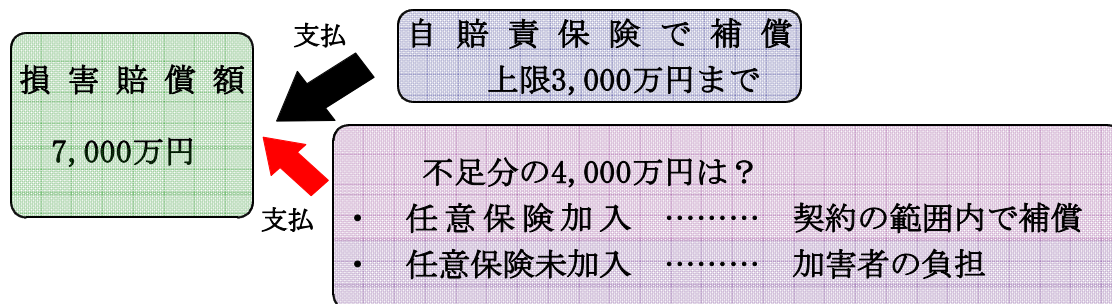
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険、共済を含む。)と任意保険(共済を含む。)があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険		対 比	任 意 保 険						
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意						
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損						
<table><tr><td>死 亡</td><td>3, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td>傷 害</td><td>1 2 0 万円</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)</td></tr></table>		死 亡	3, 0 0 0 万円	傷 害	1 2 0 万円	後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3, 0 0 0 万円								
傷 害	1 2 0 万円								
後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)								

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7, 000万円となった場合、自賠責保険で上限3, 000万円が補償(てん補)され、不足分の4, 000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自賠責保険（自賠責共済）

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

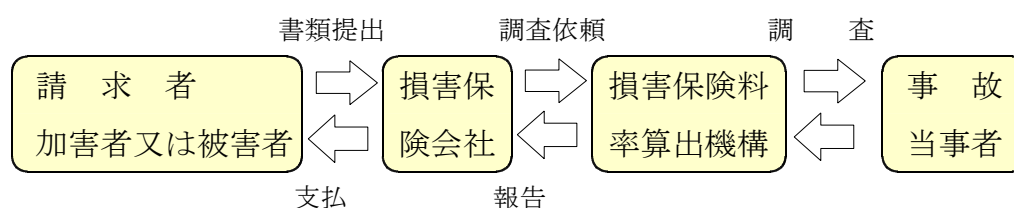
被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困窮することのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から３年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から３年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から３年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（自賠責共済）請求提出書類一覧

必 要 書 類	加 害 者 請 求			被 害 者 請 求			仮 渡 金	
	死亡	後遺 障害	傷害	死亡	後遺 障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交 通 事 故 証 明 書 (人 身 事 故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事 故 発 生 状 況 報 告 書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診 療 報 酬 明 細 書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通 院 交 通 費 明 細 書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加 害 者 の 支 払 を 証 す る 領 収 書	◎	◎	◎					
示 談 書 (示 談 成 立 の 場 合)	○	○	○					
請 求 者 の 印 鑑 証 明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸 籍 謄 本	◎			◎			◎	
後 遺 障 害 診 断 書		◎			◎			
レ ン ト ゲ ン 写 真 等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

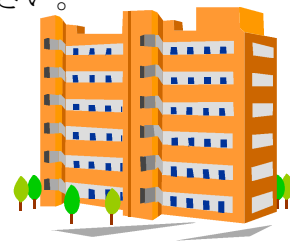
保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。



被害にあわれた方



事故後速やかに連絡



保険会社

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

自賠責保険（自賠責共済）と政府の保障事業の違い

自 賠 責 保 険		政 府 の 保 障 事 業
加害者及び被害者	請求者	被害者のみ
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い 限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。	減額等	民法上の過失相殺が適用されます。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。



5 援助や救済制度はあるのですか

交通事故被害者等に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

経済的支援や各種支援・福祉制度



官公庁

名 称	内 容
福祉制度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：住所地の自治体、福祉事務所
公営住宅への優先入居	犯罪被害等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が公営住宅の入居募集に応募した場合、抽選にあたり当選確率を一般世帯の2倍にします。 〈対象〉次のいずれかに該当することが証明できる方 ①犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった被害者等 ②現在居住している住宅、又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等 窓口：県市町の公営住宅管理担当
石川県交通災害等遺児すこやか資金	父又は母を、交通、労働、地震等の災害により亡くされた義務教育修了前の遺児をはげますため、養育者に対し一時金（遺児一人につき5万円）が支給されます。 窓口：保健福祉センター

※ 詳しくは関係する機関等にお問い合わせください。

各種援助機関

名 称	電話番号	受付日時	内 容
独立行政法人 自動車事故 対策機構石川支所	(076) 222-0063	月～金 第1・3土 8:30～17:10 ※第2・4月は 休み	中学卒業までの交通遺 児や重度後遺障害者の子 弟への生活資金・育成資 金の無利子貸付等、被害 者援護事業を行っています。
(公財)交通遺児等 育成基金	(03) 5212-4511 (0120) 16-3611	月～金 10:00～17:00	「交通遺児育成基金制 度」の加入相談などを受け 付けています。
分室	(03) 3237-0158		交通遺児を扶養する生 計困窮家庭に対し、入学 支度金等を支給します。
(公財)交通遺児 育英会	(03) 3556-0771	月～金 9:00～17:30	高校生以上の交通遺児 等に奨学金の貸与事業を 行っています。
北陸交通災害等 遺児をはげます会	(076) 262-8111	月～金 10:00～16:30	交通事故や犯罪等で親 を亡くした遺児に、入学 祝い金等を支給します。
日本財団 「まごころ奨学金」	(03) 6229-5111	月～金 9:00～17:00	保護者が、理不尽な犯 罪（交通事故含む）に遭 遇した子どもを対象に無 利子貸与の奨学金を支給 します。（返済義務有り）
(公財)交通事故 紛争処理センター	(076) 234-6650	月～金 9:00～17:00 (予約面接相談)	弁護士による損害賠償、 和解の斡旋を行っていま す。
法テラス石川 (日本司法支援センタ	(050) 3383-5477	月～金 9:00～17:00	法的トラブルに関する 情報提供、民事法律扶助

一石川地方事務所)			を行っています。
法律相談 (金沢弁護士会)	(予約受付) (076) 221-0242	月～金 13:00～15:30 電話予約必要	有料面接法律相談。 ただし、法律扶助の適用があれば無料。
犯罪被害者支援 法律相談 (金沢弁護士会)		(予約受付時間) 月～金 8:30～17:00	法的助言・法的支援。 電話・面接とも初回無料。 (対象) 犯罪被害者・遺族・親族
(公社)石川被害者 サポートセンター	(076) 226-7830	火～土 13:30～16:30	被害者(遺族)の電話・ 面接相談や裁判所等への 付添いなど。
交通事故被害者遺 族の会 「でんでん虫の会」		毎月1回	交通事故被害者遺族同 士での語り合いの場を設 けています。

税法上の救済制度

交通事故が原因で、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障 害 者 控 除	障害者の方は27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）が、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方1人につき27万円が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した夫（寡夫）等に原則として27万円の控除額が認められるもの。（一定の要件を満たす方に限ります。）

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

6 警察以外の相談窓口はあるのですか

各種相談窓口

名 称	電話番号	受付時間	内 容
検察庁被害者 ホットライン (金沢地方検察庁) 金沢市大手町6-15	(076) 221-3573	月～金 8:30～17:15	被害相談や事件に対する問 い合わせ
金沢保護観察所 金沢市西念3-4-1	(076) 261-0058	月～金 8:30～17:15	被害相談や各種制度の説 明、関係機関の紹介
石川県庁相談 コーナー 交通事故相談 (県民生活課) 金沢市鞍月1-1	(076) 225-1690	月～金 9:00～17:00 弁護士相談 火(月1回) 13:00～15:00	示談、司法手続、損害賠償 など交通事故から生ずる問題
奥能登行政センター 交通事故相談 (県民生活課) 輪島市三井町洲衛 10-11-1		弁護士相談 火 13:00～15:00 要予約	
交通事故相談所 (石川県交通安全 活動推進センター) 金沢市東蚊爪2-1		月～金 9:00～17:00	
(財)日弁連交通事故 相談センター 石川県支部 金沢市大手町15-15	(予約受付) (076) 221-0242	月・金 10:00～12:30 (事前に電話予 約)	交通事故の民事問題に弁護 士が面接で対応(無料)
(一社)そんぽADR センター北陸 金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4F	(0570) 02-2808 全国共通ナビダイ ヤル。最寄りのセ ンターに繋がる。	月～金 9:15～17:00	自動車保険・保険金請求手 続等 弁護士相談：毎月1・3(金) 13:00～16:00(要予約)

県・市・町の被害者支援窓口

県市町名	担当課	電話番号
石川県	県民生活課	(076) 225-1387
金沢市	人権女性政策推進課	(076) 220-2095
七尾市	防災交通課	(0767) 53-6880
小松市	市民協働課	(0761) 24-8217
輪島市	防災対策課	(0768) 23-1157
珠洲市	総務課	(0768) 82-7725
加賀市	環境安全課	(0761) 72-7890
羽咋市	環境安全課	(0767) 22-7137
かほく市	防災環境対策課	(076) 283-7124
白山市	地域安全課	(076) 274-9537
能美市	環境生活課	(0761) 58-2217
野々市市	環境安全課	(076) 227-6051
川北町	総務課	(076) 277-1111
津幡町	総務課	(076) 288-2120
内灘町	環境安全課	(076) 286-6712
志賀町	環境安全課	(0767) 32-9320
宝達志水町	総務課	(0767) 29-8140
中能登町	総務課	(0767) 74-1234
穴水町	生活環境課	(0768) 52-3770
能登町	総務課	(0768) 62-8510

H27.1作成

